

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成30年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額[千円]	機関コード(1~5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:○非該当:○)	会計コード	使途別分類(1~4)	提案公募型(該当:○非該当:○)	競争的資金(該当:○非該当:○)	独立行政法人向け財政支出(該当:○非該当:○)	SBIIR対象(該当:○非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考						
3281	国土交通省	17	112			地域居住機能再生推進事業		大規模な公的賃貸住宅用地を含む地域において、多様な主体の連携・協働により、居住機能の集約化等とあわせて子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、子育て世代が住みやすく、高齢者が自立して生活することができる地域の居住機能の再生を図ることを目的とする。	地方公共団体、地方住宅供給公社等が地域毎に協議会(地域居住機能再生協議会)をつくり、関係者の連携のもと、大規模な公的賃貸住宅の連鎖的な建て替え等の手法も用いつつ実施するとともに、集約化により創出した団地余剰地への子育て支援施設、サービス付き高齢者向け住宅や医療・福祉施設等の導入等により、地域全体の居住機能を再生するための支援を行う。(住宅市街地総合整備事業、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業等)	0	0											8.6								非該当						
3282	国土交通省	17	113			耐震対策緊急促進事業		災害に強い国土・地域の構築に向けた建築物の耐震化を推進するため、特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路沿道建築物等の耐震診断・耐震改修等を行う事業に対して、民間事業者等に対し、国が重点的かつ緊急的に助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。	改正耐震改修法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物等に対し、通常の助成に加え、重点的・緊急的な支援を実施する。 ※補助率 耐震診断、補強設計:国1/3→1/2 耐震改修:国11.5%、1/3→1/3、2/5 ※社会資本整備総合交付金等による国費分を含む ※不特定多数利用大規模建築物等の診断については、平成27年度末までの措置	0	0																						非該当			
3283	国土交通省	17	114			スマートウェルネス住宅等推進事業		サービス付き高齢者向け住宅の整備事業等を推進することにより、高齢者等が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」の実現を図ることを目的とする。	サービス付き高齢者向け住宅整備事業 サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。(補助率1/10、1/3、限度額120万円/戸等)	0	0																				非該当					
3284	国土交通省	17	115			災害時拠点強化緊急促進事業		南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。	大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者及び負傷者を一時的に受け入れる施設の確保を図るため、学校、民間ビルや病院等の建築物において、帰宅困難者等を受け入れるために必要となるスペース、備蓄倉庫及び設備等を整備する事業について、国が必要な助成を行い、緊急的な促進を図る。具体的には以下のとおり。 ○一時滞在施設整備事業:一時滞在施設として、帰宅困難者を受け入れるための受入スペース、備蓄倉庫又は受入関連設備の整備 ○災害拠点病院整備事業:災害拠点病院として、災害拠点病院の要件に適合させるための受入スペース、備蓄倉庫又は受入関連設備の整備 補助金の額:地方公共団体が実施する事業にあっては対象事業費の1/2、民間事業者等が実施する事業にあっては対象事業費の2/3	0	0																					非該当				
3285	国土交通省	17	117			地域型住宅グリーン化事業		耐久性や省エネルギー性に優れた良質な住宅の供給を促進するため、地域の住宅産業の主要な担い手である中小住宅生産者が、こうした住宅を効果的かつ継続的に供給できるようにするための技術力の向上、住宅供給体制の強化を行う。	耐久性等に優れた長期優良住宅や省エネルギー性に特に優れた低炭素住宅などの良質な住宅を、中小住宅生産者が地域の住宅関連事業者(原木供給者、建材流通事業者、建築士等)と連携して供給する場合に、通常の住宅を建設する場合の工事費と比較した掛かり増し費用の一部について	0	0																					非該当				
3286	国土交通省	17	118			長期優良住宅化リフォーム推進事業		既存住宅のリフォームによる耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成及び三世帯同居など複数世帯の同居がしやすい環境の整備を図ること	既存住宅の長寿命化や三世帯同居などの複数世帯の同居の実現に資するリフォームに対する支援を行う。(補助率:1/3)	0	0																				非該当					
3287	国土交通省	17	120			災害対策等緊急事業		自然現象による災害を受けた地域や社会的に影響のある重大な事故が発生した箇所等において、災害や事故の発生後、迅速に再度災害防止や事故再発防止のための事業を実施することで、住民や利用者の安全・安心の確保に資する。	台風や集中豪雨等の自然災害を受けた地域等で、再度災害による被害を防止するため、浸水被害を受けた河川の河道掘削や落石発生箇所における道路斜面の防護柵の設置等の再度災害防止対策工事を年度途中に緊急に実施するため、関係府省庁へ予算を移し替えて実施する事業。 また、重大な事故が発生した箇所等で、速やかに事故の再発を防止するため、道路交通事故を減らす道路情報提供装置を設置する等の事故再発防止対策工事を年度途中に緊急に実施するため、関係府省庁へ予算を移し替えて実施する事業。 〔※国庫負担率、国庫補助率は各対象事業で決められた〕	0	0																							非該当		
3288	国土交通省	17	121			河川改修事業(補助・床上浸水対策特別緊急事業)		河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。 このうち、補助・床上浸水対策特別緊急事業は、被災後、通常生活への復旧に多大な努力を要し、大きな経済的・身体的負担となる床上浸水が顕発している地域に関する河川のうち、特に対策を促進する必要がある箇所の河川を対象として、集中実施により、慢性的な床上浸水を早期に解消するための事業である。	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させることを目的に、河川の改修やダム等の整備を実施している。このうち、河川改修事業として実施する補助・床上浸水対策特別緊急事業の要件は、下記によるものとする。 ○指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事のうち、 ・概ね5年間で事業完了させるもの ・過去概ね10年間の河川の氾濫による被害が以下に該当するもの 延べ床上浸水家屋数が50戸以上であるもの 延べ浸水家屋数が200戸以上であるもの 床上浸水回数が2回以上であるもの 補助率:1/2等	0	0																								非該当	
3289	国土交通省	17	122			ダム建設事業		河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させることを目的に、河川の改修やダム等の整備を実施している。このうち、ダム建設事業については、ダム等の新設及び、既存ストックの有効活用(既設ダムのかさ上げや放流設備の増設等)により、洪水を調節することで被害の軽減を図るとともに、貯留した水を活用して、渇水時に給水するなどによる流水の正常な機能の維持、都市用水・かんがい用水の開発、発電等を行う。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)	3,545	5	一般	41	4	-	-	-	-						8.6	4,a,3,3								該当	科学技術関係予算のうち、決算後に確定する公共事業費等の一部については、平成28年度の決算実績額を参考値として計上しているため、要望額欄を斜線としている。		
3290	国土交通省	17	123			河川・ダム維持管理事業		河川及び河川管理施設の維持管理を、河川特性や地域の実情などに応じて総合的に行うことにより、災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにすることを目的とする。	河川法、特定多目的ダム法等の関係法令に基づき、河川及び河川管理施設の維持管理を実施する。具体的には、河川及び堤防、護岸、水門、樋門樋管、排水機場等(以下、「河川管理施設」という。)の機能を維持するために、堤防の要状把握のための除草、河川巡視、河川管理施設の点検及び出水時の操作、洪水・高潮下流防護のための樹木伐採や河道内堆積土砂の除去等を実施するとともに、河川管理施設の補修や、老朽化等に伴い低下した機能回復等を実施する他にも、ダムの操作、堤体と貯水池の点検、巡視、	295,873	5	一般	-	41	4	-	-	-	-						8.6	4,a,3,3						該当	科学技術関係予算のうち、決算後に確定する公共事業費等の一部については、平成28年度の決算実績額を参考値として計上しているため、要望額欄を斜線としている。			
3291	国土交通省	17	124			砂防事業		土石流災害や土砂流出による被害は梅雨時期や台風時期に多発しており、また、地震によっても発生する。これらは熊本県熊本市(平成28年)、広島県広島市(平成26年)や東京都大島町(平成25年)、紀伊半島(平成23年)等で発生した土砂災害に代表されるように、一旦発生すると地域の資産や人命に壊滅的な被害をもたらす。このため、砂防事業は、荒廃地域、火山地域、土石流等のおそれのある箇所・発生した箇所を調査し、対策を実施することで、土砂流出等による被害を防止・軽減することを目的とする。	砂防事業は、土砂流出の著しい荒廃地域や火山地域、または土石流の発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に、対策工事の計画を立案し、砂防堰堤や床固工事等の砂防設備を整備する。これにより、土石流や火山泥流等により引き起こされる土砂流出や下流河川の河床上昇等を防ぎ、国土及び人家、公共施設等を保全する。 (直轄:国費率2/3、補助:国費率1/2等)	3,457,607	5	一般	-	41	4	-	-	-	-						8.6	2,a,1	4,a,3,3					該当	科学技術関係予算のうち、決算後に確定する公共事業費等の一部については、平成28年度の決算実績額を参考値として計上しているため、要望額欄を斜線としている。			
3292	国土交通省	17	125			砂防管理事業		流域の源頭部等での砂防工事の実施が著しく困難な渓流において直轄で設置した砂防設備のうち、火山噴火等に伴って継続的かつ大量の土砂流出等により、都道府県において適正に機能を確保することが著しく困難な砂防設備の管理を行うことを目的とする。	砂防設備の機能保持のため、直轄砂防管理を実施する渓流毎に巡視・点検、流出土砂量の把握等を行うとともに、設備の機能回復のために必要な除去及び補修等を実施する。	0	0																				非該当					
3293	国土交通省	17	126			地すべり対策事業		地すべりによる被害は融雪時期や梅雨時期、台風時期に多発しており、梅雨期の大雨による地附山すべりや熊本地震、新潟県中越地震で発生した地すべりに代表されるように、一旦発生すると地域の資産や人命に壊滅的な被害をもたらす。このため、地すべり対策事業は、地すべりのおそれのある箇所・発生した箇所を調査し、対策を実施することで、地すべりによる被害を防止・軽減することを目的とする。	地すべり災害は一旦発生すると緊急かつ大規模な対策が必要となることが多い。地すべりの兆候の早期発見が重要である。また、全国の災害発生状況等を見ながら機動的に事業を実施しているところ。地すべり対策事業は、地すべりの原因やすべり面の位置を把握するために、地下水・地表面・地中の動きを観測し現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、地すべりの原因となる地表水や地下水を排除したり、地すべり土塊の移動を抑制する工事を実施している。 (直轄:国費率2/3、補助:国費率1/2等)	61,622	5	一般	-	41	4	-	-	-	-						8.6	2,a,1	4,a,3,3					該当	科学技術関係予算のうち、決算後に確定する公共事業費等の一部については、平成28年度の決算実績額を参考値として計上しているため、要望額欄を斜線としている。			
3294	国土交通省	17	127			急傾斜地崩壊対策事業		がけ崩れによる被害は梅雨時期や台風時期に多発しており、また、地震によっても発生する。これらは、一旦発生すると地域の資産や人命に壊滅的な被害をもたらす。このため、急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れのおそれのある箇所・発生した箇所を調査し、対策を実施することで、がけ崩れによる被害を防止・軽減することを目的とする。	急傾斜地崩壊対策事業の政策立案に活用することを目的とした調査研究等を行い、国民の生命を保護するための取り組みの効率的な実施を図る。 なお、急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れの発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案し、擁壁工や法持工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を行い、国民の生命を保護するものである。	16,000	0	5	一般	-	41	4	-	-	-	-					8.6	2,a,1						該当				

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成30年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額[千円]	機関コード(1~5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:○非該当:○)	会計コード	使途別分類(1~4)	提案公募型(該当:○非該当:○)	競争的資金(該当:○非該当:○)	独立行政法人向け財政支出(該当:○非該当:○)	SBIIR対象(該当:○非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考				
3341	国土交通省	17		187		道路構造物の予防保全の着実な実施に係る経費		高度成長期以降に整備したものが、今後、一斉に老朽化することを踏まえ、道路構造物の予防保全を推進していくことが重要となる。国土交通省においては、平成28年11月に「インフラ長寿命化計画」を策定し、平成28年5月には、インフラ長寿命化行動計画を策定し、老朽化対策に取り組んでいること。	道路構造物の予防保全の着実な実施に向け ・点検・診断・措置等の適切な実施のための道路管理者への技術力向上支援 ・道路のメンテナンスに活用できるデータの調査等を実施。	0	0											8.1.6								非該当				
3342	国土交通省	17		188		歩行者自転車中心の道路空間構築のための基準等検討経費		平成28年の交通事故死者数は、3,904人で、その半数は65歳以上の高齢者であり、近年増加傾向にある。高齢者の致死率は他の年齢層に比べ約6倍も高く、また高齢者人口は今後増加の一途をたどることから、高齢者の死亡事故を抑制することは喫緊の課題となっている。このため特に高齢者の対策を重点化することにより、我が国の交通事故死者数を効果的に削減し、世界一安全な道路交通を実現すること。	我が国において基準の未整備等により導入が進まない施策(すれ違い二段階横断施設、シェアスペース、ライジンググロウド等)について、全国の道路への適用や基準化の可能性について、以下のような検討を行う。 1. 先進事例の収集・分析検討 2. 実証実験 3. 基準化に向けた検討	0	0														8.6								非該当	
3343	国土交通省	17		189		ひき逃げ事故等による被害者に対する保障金の支払		ひき逃げや無保険車による事故のために自賠責保険の救済が受けられない被害者に対して、迅速かつ適切な国からの救済を実現する。	ひき逃げや無保険車による事故のために自賠責保険の救済が受けられない被害者に対して、政府が被害者の損害をてん補する自動車損害賠償保障事業として保障金の支払いを実施している。また、当該事業の実施に際し、損害のてん補額の支払いの請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払い等自動車損害賠償保障事業のうち、損害のてん補額の決定以外の業務を保険会社等に委託し、自動車損害賠償保障事業の経費の一部を補助(補助率:定額)。	0	0												8.6								非該当			
3344	国土交通省	17		190		被害者相談等自賠責制度の適正・円滑な執行		自動車事故に係る損害賠償問題等について、公正で中立的な弁護士による相談等を受けられる環境を整備し、自動車事故被害者の救済を図る。	自動車事故からの拠出金により基金を造成し、交通違反に対し基金の運用益を含めて年金方式で育成給付金の給付を行う交通違反育成基金事業に要する経費の一部を補助する(補助率:1/2)。	0	0											8.6								非該当				
3345	国土交通省	17		191		自動車事故による被害者遺族等に対する支援		自動車事故による被害者遺族等に対する支援	交通違反からの拠出金により基金を造成し、交通違反に対し基金の運用益を含めて年金方式で育成給付金の給付を行う交通違反育成基金事業に要する経費の一部を補助する(補助率:1/2)。 ・自動車事故により重度の後遺障害を残す患者家族の負担軽減を図るため、介護に要する費用の支援(補助率:定額) ・自動車事故被害者の救済を図るため、救急病院に対する救急医療設備の整備等(在宅での重度後遺障害者の短期入院を受け入れる病院等に対する受入体制の整備を行うことにより、自動車事故被害者の救済を図る。)	0	0												8.6								非該当			
3346	国土交通省	17		192		自動車事故による被害者対策の充実		自動車事故による被害者対策の充実	自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図るため、衝突被害軽減ブレーキなどのASV装置の導入、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー導入による運行管理の高度化、過労運転防止のための先進的な取り組み及び外部の専門的知識等を活用した社内安全教育の実施に対して導入補助を実施した。(補助率1/2、1/3)	0	0												8.6								非該当			
3347	国土交通省	17		193		自動車運送事業の安全総合対策事業(事故防止対策支援推進事業)		自動車運送事業の安全総合対策事業(事故防止対策支援推進事業)	自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図るため、衝突被害軽減ブレーキなどのASV装置の導入、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー導入による運行管理の高度化、過労運転防止のための先進的な取り組み及び外部の専門的知識等を活用した社内安全教育の実施に対して導入補助を実施した。(補助率1/2、1/3)	874,316	0	5	特別	-	15023	4	-	-	-	-	-	3.a.1	3.c.2.3	5.a.4.2						該当				
3348	国土交通省	17		194		自動車事故を防止するための取組支援		自動車事故を防止するための取組支援	自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図るため、衝突被害軽減ブレーキなどのASV装置の導入、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー導入による運行管理の高度化、過労運転防止のための先進的な取り組み及び外部の専門的知識等を活用した社内安全教育の実施に対して導入補助を実施した。(補助率1/2)。	0	0											5.a.4.2								非該当				
3349	国土交通省	17		195		独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金		独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金	【被害者支援業務】 ・自動車事故による運延性意識障害者(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者)に適切な治療・看護等を行う療養施設(療養センター及び療養施設機能託病床)の設置・運営 ・介護料受給者宅を訪問し、介護料受給資格者やその家族等の介護に関する相談や各種情報の提供等 ・交通違反等に対する育成資金の貸付等 【安全指導業務等】 ・運行管理者等に対する指導講習 ・運転者に対する適性診断 【自動車アセスメント情報提供業務】 ・自動車の安全性能に関する評価の実施及びその公表	0	0														7.b.7								非該当	
3350	国土交通省	17		196		独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費		独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	自動車事故による運延性意識障害者(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者)を受け入れ、適切な治療・看護等を行う療養センターの高度先進医療機器等の施設整備を行い、運延性意識障害者のさらなる治療技術の精度向上を図ることにより、自動車事故被害者の救済を図る。	0	0											4.a.4.2								非該当				
3351	国土交通省	17		197		事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化		事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化	社会的影響の大きい事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的な問題の更なる解明を図るなど、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析と、客観性があり質の高い再発防止策の提言を得ることが求められること。事業用自動車の事故調査の充実や再発防止策の提言機能の強化を図り、一層の輸送安全の確保と事故防止の実現のため、国土交通省自動車局、道路局及び警察庁交通局の協力の下、外部委託により「事業用自動車事故調査委員会」を設け、事業用自動車の重大事故の事故要因の調査分析と再発防止策の提言を行わせる。	0	0													1.b.3.6								非該当		
3352	国土交通省	17		198		車両の安全対策		車両の安全対策	日本は、自動車の安全確保に関する国際的な整合性を図るため、国連の「車両等の型式認定相互承認協定」に加入し、自動車の安全・環境基準について国際調和を推進している。日本が優位性を持つ燃料電池自動車(FCV)の安全性に関する調査等を実施するなど、自動車の安全基準の拡充・強化及び先進安全自動車(ASV)の開発・実用化・普及を促進する。	136,351	0	5	特別	-	15022	4	-	-	-	-	-	-	1.b.3.1	1.b.3.2							該当			
3353	国土交通省	17		199		独立行政法人自動車技術総合機構運営費交付金		独立行政法人自動車技術総合機構運営費交付金	道路運送車両法に基づく自動車の安全・環境基準への適合性審査に必要な検査機器を設置する。交通安全環境研究所に自動車等の審査及びリコールに係る技術的検証を行わせるための業務の運営に必要な経費及び、運輸技術のうち陸上運送等に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図るための調査、研究及び開発等を行わせるための施設等の整備に必要な経費。	752,131	0	1	一般	-	13	3	-	-	○	-	-		7.a.2								該当			
3354	国土交通省	17		200		独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費		独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	道路運送車両法に基づく自動車の安全・環境基準への適合性審査に必要な施設等を整理する。交通安全環境研究所に自動車等の審査を行わせるための施設等の整備に必要な経費および、運輸技術のうち陸上運送等に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図るための調査、研究及び開発等を行わせるための施設等の整備に必要な経費。	180,000	0	1	特別	-	15022	2	-	-	○	-	-		4.a.1.5								該当			
3355	国土交通省	17		201		海難審判に必要な経費		海難審判に必要な経費	海難審判法第2条に掲げる海難について、理事官による発生した海難事件の調査及び申立てののち、審判官が海難審判の開廷及び判決の言渡しを行い、判決結果に基づき、理事官が海難従事者に対する懲戒を行う。	0	0											8.6								非該当				
3356	国土交通省	17		202		船舶交通安全基盤整備事業		船舶交通安全基盤整備事業	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、AIS(船舶自動識別装置)を始めとする新たな情報技術を活用して海上交通センターの機能拡充を図っているほか、今後予想される大規模地震、津波等の発生時においても航行機能確保のため、航行機能の防災対策(耐震補強、耐波浪補強)等を行っている。	42,169	0	5	一般	-	43	4	-	-	-	-	-		4.a.4.1.1	2.c.3	1.a.2	1.a.3					該当	科学技術関係予算のうち、決算後に確定する公共事業費等の一部については、平成28年度の決算実績額を参考値として計上しているため、要望額を斜線としている。		

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成30年度当初予算うち 科技予算額[千円]	左記うち要望額 うち科技予算額 [千円]	機関コード (1~5)	会計の別 (一般・特別)	復興特会 (該当:○ 非該当:-)	会計コード	使途別分類 (1~4)	提案公募 型(該当: ○ 非該当:-)	競争的資金 (該当: ○ 非該当:-)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:-)	SBI対象 (該当:○ 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考										
3440	国土交通省	17		315		土地白書作成等経費		土地政策の基本的理念、土地をめぐる動向、社会経済状況等をふまえた土地政策に係る基本的な課題等の分析・情報発信及び国民等への理解の促進を図り、もって土地に関する施策を総合的かつ効果的に実施することを目的とする。	土地に関する動向等に関し、情報を収集し、調査・分析を行った上で土地白書を作成し、国会へ提出することなどを通じ、土地についての基本理念及び土地政策の重要性等について国民の関心を高め、その理解の促進を図る。	0	0																				3_c,4,5	非該当								
3441	国土交通省	17		316		土地取引の円滑化に関する経費		国土利用計画法の土地取引制度の的確な運用を確保すること等により、国・都道府県等における機動的かつ的確な土地政策の実施に役立てるとともに、国民への土地取引に関する的確な情報の提供を図る。	①国土利用計画法に基づく届出(一定面積以上の大規模土地取引を対象とし、土地利用目的の審査のために届出を義務づけている物)の全国的な動向を把握するため、都道府県等から提供された届出情報を基に統計処理を行い、取引主体別の届出状況などの分析結果を都道府県等へ提供する。 ②法務省より提供される電子化された登記異動情報をもとに全国の土地取引件数、面積等の土地取引動向の概況(地目別、都市計画区域の区域区分別等)について集計を行い、集計結果等を都道府県へ提供することにより土地取引動向を把握する。	0	0																							4_c,1,9	非該当					
3442	国土交通省	17		317		都道府県地価調査等経費		各都道府県が行う都道府県地価調査の結果を全国・圏域別で集計・分析し、その地価動向を広く情報提供することにより、適正な地価の形成に寄与するとともに、不動産市場の活性化や適切な政策対応に資することを目的とする。	各都道府県知事が、毎年7月1日における調査地点の正常価格を不動産鑑定士の鑑定評価を求めた上で判定を行う。国土交通省は、各都道府県が毎年実施した地価調査の結果の提供を受けて、全国・圏域別に地価動向に関する集計・分析を行い公表する。	0	0																						4_c,1,9	非該当						
3443	国土交通省	17		318		土地基本調査経費		法人の土地・建物及び世帯の土地について、その所有及び利用の状況等に関する実態を全国及び地域別に明らかにすることにより、経済政策・土地政策の推進のために必要な基礎資料(国民経済計算における土地資産の推計、土地資産額の推計等)を得ること及び統計が広く国民に活用されることを目的とする。	土地基本調査は、法人(本国に本所・本社・本店を有する全ての法人(企業・学校法人・医療法人・各種協同組合など))や世帯が所有する土地の所有・利用の状況等を全国及び地域別に総合的に明らかにできる唯一の統計調査であり、以下の統計により構成される。 ①法人土地・建物基本統計:統計法第2条第4項に基づく基幹統計(平成5年から5年周期で作成) ・法人の土地・建物の所有及び利用等の状況に関する事項を調査し、その結果を集計・加工し、統計を整備して公表する。 ②世帯土地基本統計:加工統計 ・住宅・土地統計調査(総務省所管の基幹統計調査で、昭和23年から5年周期で実施)の調査結果を活用し、世帯における土地の所有・利用の状況等に関する統計 ③資本1億円以上の法人を対象に郵送調査を実施し、所有する土地の面積及び過去1年間の土地の売買状況や未利用地の取得・利用状況を把握する(土地動態調査:一般統計、平成24年までは企業の土地取得状況等に関する調査として実施)。 ④土地取引の当事者である買主・売主双方を対象に郵送調査を実施し、土地売買主体の属性及び土地売買の目的等の実態を把握する(土地保有移動調査:一般統計)。 ⑤国及び地方公共団体が所有する土地関係資料を収集し、これらの資料を加工、集計・分析することにより、全国的な国公有地、市街化区域内農地、民有地の状況などの基	0	0																										4_c,1,9	非該当		
3444	国土交通省	17		319		土地関連統計調査経費		企業の土地取得状況や過去1年間に全国で行われた土地取引の実態把握、国及び地方公共団体における土地の所有・利用に関する情報について整備・分析を行うことにより、土地政策の企画・立案を行う際の基礎資料として活用するとともに、広く国民に活用されることを目的とする。	①資本1億円以上の法人を対象に郵送調査を実施し、所有する土地の面積及び過去1年間の土地の売買状況や未利用地の取得・利用状況を把握する(土地動態調査:一般統計、平成24年までは企業の土地取得状況等に関する調査として実施)。 ②土地取引の当事者である買主・売主双方を対象に郵送調査を実施し、土地売買主体の属性及び土地売買の目的等の実態を把握する(土地保有移動調査:一般統計)。 ③国及び地方公共団体が所有する土地関係資料を収集し、これらの資料を加工、集計・分析することにより、全国的な国公有地、市街化区域内農地、民有地の状況などの基	0	0																								4_c,1,9	非該当				
3445	国土交通省	17		320		取引価格等土地情報の整備・提供推進経費		不動産取引価格等の土地に関する各種情報を収集・提供することにより、不動産市場の信頼性・透明性を高め、不動産取引の円滑化、活性化を図る。	不動産の取引価格情報については、不動産の所有権移転登記があった物件(法務省の登記異動情報により把握)について、買主に対するアンケート調査を行い、当該不動産の取引価格、面積・形状等の情報を収集している。これらを、土地総合情報ライブラリー(国土交通省ホームページ)やIMF等の国際機関が共同で作成した「不動産価格指数の作成に関する国際指針を踏まえて、日本銀行や金融庁などと連携しつつ不動産価格の動向を適時・的確に把握する指標等を構築し、提供する。	0	0																								4_c,1,9	非該当				
3446	国土交通省	17		321		マクロ経済政策と連携した土地政策推進のための不動産動向指標等の構築		不動産価格等を適時・的確に提供することで、行政機関が金融・マクロ経済政策に活用されるとともに、我が国の不動産市場の透明性向上を通じた取引の円滑化、活性化を図る。	IMF等の国際機関が共同で作成した「不動産価格指数の作成に関する国際指針を踏まえて、日本銀行や金融庁などと連携しつつ不動産価格の動向を適時・的確に把握する指標等を構築し、提供する。	0	0																						1_b,4,6	1_b,3,6	非該当					
3447	国土交通省	17		322		土地市場の変化を踏まえた土地政策実現のための経費		我が国の土地利用をめぐる状況は、少子・高齢化社会の到来、人口・世帯数の減少への転向、宅地需要の減少、グローバル化の進展により、不動産業をめぐる資金流動の広域化など、大きく変化。そのような背景のもと、地価動向に関する分析・評価方法や宅地動向等を検討し、適切な不動産公示は、地価公示法に基づき毎年1月1日時点における標準地の正常な価格を公示することにより、一般の土地の取引価格に対して指標を与え、また公共事業用地の取得価格の算定等に活用し、適正な地価の形成に寄与することを目的としている。公示価格は、不動産鑑定士が鑑定評価を行う際の規程(公示価格と鑑定評価の対象土地との間の均衡を保つ)、相続税評価額・固定資産税評価額の基礎水準(相続税評価は公示価格の8割、固定資産税評価は7割)になるなど、我が国の経済社会において必要不可欠な役割を担っている。また、企業会計における時価評価の指標や、重要な経済指標、政策決定の基本資料となるなど幅広く活用されており、我が国の国民生活や経済活動を支え	土地・不動産市場に影響を及ぼしている国民・企業の土地所有や買得等に対する意識、企業の土地取引意向・地価見通しに関する半期毎の継続的な動向指標(DI)、住宅・マンション・オフィス市場における毎月の需給動向、公的団体における定期借地権の活用実態等について調査・公表を行	0	0																											1_b,4,6	非該当	
3448	国土交通省	17		323		地価公示		標準地の正常な価格を公示することにより、一般の土地の取引価格に対して指標を与え、また公共事業用地の取得価格の算定等に活用し、適正な地価の形成に寄与することを目的としている。公示価格は、不動産鑑定士が鑑定評価を行う際の規程(公示価格と鑑定評価の対象土地との間の均衡を保つ)、相続税評価額・固定資産税評価額の基礎水準(相続税評価は公示価格の8割、固定資産税評価は7割)になるなど、我が国の経済社会において必要不可欠な役割を担っている。また、企業会計における時価評価の指標や、重要な経済指標、政策決定の基本資料となるなど幅広く活用されており、我が国の国民生活や経済活動を支え	全国の都市計画区域等において、標準地の正常な価格を国土交通省土地鑑定委員会が毎年1月1日現在で判定し公示する。基本的には、①2人の鑑定評価員(不動産鑑定士の鑑定評価を求め、②地域毎に組織された分科会に所属する鑑定評価員が地域の市場分析等を共同で実施し、都道府県毎の分科会幹事会、地方ブロック毎のブロック幹事会等において広域的な市場分析や価格水準の検討を行い、③これらの結果について土地鑑定委員会が集計・分析を行い、公表する。	0	0																								8,6	非該当				
3449	国土交通省	17		324		主要都市における高度利用地の地価分析調査		地価動向を先行的に表しやすいため主要都市における高度利用地区について、四半期毎に地価動向・不動産市況に関する情報を把握・提供することにより、不動産市場の活性化や機動的な政策対応を行えるよう適正な地価の形成に資することを目的とする。	三大都市圏及び地方圏の政令指定都市等の高度利用地区について不動産鑑定評価の手法を用いた地価動向の把握を行うとともに、各地区の不動産関連業者、金融機関等の地元不動産市場関係者から直近の不動産市場に関するヒアリング等情報収集を行う。これらの結果をとりまとめ、四半期毎に「主要都市の高度利用地地価動向報告(地価LOOKレポート)」として発表する。	0	0																							8,6	非該当					
3450	国土交通省	17		325		鑑定評価の適正性の確保のためのモニタリング経費		広く第三者に影響を及ぼす証券化対象不動産及び財務諸表に係る不動産鑑定評価等を対象にモニタリングを実施し、不動産市場の変化に応じて整備している「不動産鑑定評価基準」や「価格等調査ガイドライン」が、評価対象に応じて適切に実務に反映されているかを検証し、不動産鑑定業者への指導監督等を行うことにより、不当な鑑定評価が行われることを抑止し、鑑定評価の信頼性の確保・向上を図る。	証券化対象不動産又は財務諸表に係る不動産鑑定評価等を実施している不動産鑑定業者に対して、立入検査及び書面調査を実施し、必要に応じて、不動産鑑定業者への指導監督等を行う。 また、不動産鑑定士、学識経験者、公認会計士等からなる委員会において、検査等で判明した鑑定評価に係る問題点や対応方策を議論・検証する。その結果を踏まえ、国土交通省において、不動産鑑定士の団体に対し、研修等を通じて実務の改善を図るよう要請を行う。	0	0																									6,6	非該当			
3451	国土交通省	17		326		不動産市場整備・活性化の推進		「持続可能で活力ある国土・地域づくりを進めるため、住宅・土地などの不動産の需要拡大を図り、我が国経済の活性化につなげることが重要であり、既存ストックの有効活用も含め、既存住宅流通市場の整備・活性化を図るとともに、消費者が安心して取引を行うことができるよう不動産市場の整備・活性化を推進する。	【平成28年度にて予算措置終了】 ②物件情報や防犯・まちづくり情報などの地域情報等の不動産情報がわかりやすく一元的に把握できる「不動産総合データベース」の整備に向け、仕様書の作成や運営ルールの検討等を行った。 ③平成26年度に開催された「ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」の最終とりまとめに基づき、平成27年8月から平成29年1月までの約1年5か月の間、買得取引と法人間の売却取引に限り、電子化等々のITを活用して、が高騰する場合(平時)の他に、大規模災害時(有事)に新たな移転用地需要により地価が高騰するケースが見受けられる。このような場合には、土地取引の監視や規制導入を検討する必要があるが、規制の導入による経済活動等に与える影響や、機動的な土地取引の把握・分析手法等が確立されていないため、機動的な取組がなされていない。このことから、土地取引動向の実態等の把握・分析を行い、土地取引規制による影響分析等を検討し、モデル手法をマニュアル等として整備するとともに、自治体とも共有し土地取引監視のノウハウの共有を図る。	0	0																										3_c,4,5	非該当		
3452	国土交通省	17		327		土地取引情報分析等経費		局地的な土地取引や巨大地震に対する防災・減災対策としての高台移転などを想定した土地取引について、土地取引の適正な監視に関する措置を踏まえ、新たな土地の投機的取引及び地価の高騰が国民に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用を確保を図る。	局地的な土地取引や巨大地震に対する防災・減災対策としての高台移転などを想定した土地取引について、土地取引の適正な監視に関する措置を踏まえ、新たな土地の投機的取引及び地価の高騰が国民に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用を確保を図る。	0	0																							3_c,4,4	非該当					

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成30年度当初予算案のうち科技予算額[千円]	左記うち要望額のうち科技予算額[千円]	機関コード(1~5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:○非該当:○)	会計コード	使途別分類(1~4)	提案公募型(該当:○非該当:○)	競争的資金(該当:○非該当:○)	独立行政法人向け財政支出(該当:○非該当:○)	SBIR対象(該当:○非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考						
3453	国土交通省	17		328		不動産証券化の推進に関する経費		不動産証券化の効率的な推進により、不動産投資市場の活性化を図るため、不動産証券化手法による公的不動産(PRE)の活用や、不動産特定共同事業法、ヘルスケアリート等の活用のための環境整備を進め、優良な都市形成、資産価値の向上、地域経済の活性化、ひいては、企業活動の円滑化や国民の安心増大、健康長寿の推進を図る。	・地方公共団体等の公的主体を対象に、不動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の活用に関する手引書の普及を行うとともに、公的不動産(PRE)活用に取り組む地方公共団体を対象に、専門家派遣等や民間活力の導入に関する事業条件の設定に係る検討を通じて、不動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の活用促進を図る。 ・テレホッパ、事業運営者(オペレーター)、医療関係者等を対象に、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム等のヘルスケア施設を取得・運用するヘルスケアリートの普及啓発等の取組を継続し、更なる活用を図る。 ・不動産特定共同事業法の適切な執行のため、事業者に対する適切な監督を行うとともに、不動産証券化手法を活用した不動産再生事業を促進するため、ガイドラインの普及啓発等の取組を継続し、地域の老朽施設改修等の再生事業	0	0												3,c2,3								非該当					
3454	国土交通省	17		329		不動産市場国際化への対応		我が国不動産市場における外国人との取引が増加する中、我が国不動産事業者の外国人への対応力を向上させ、新たな不動産需要に適切に対応することができる市場環境を	外国人との取引に際してトラブル防止に役立つ英語資料等を整備・発信し、外国人との取引に際してのトラブル防止等に関する知見やノウハウを不動産業界において広く共有する	0	0											1,b,2,6								非該当						
3455	国土交通省	17		331		不動産の管理・流通のための環境整備の推進		国民の重要な居住形態であるマンションについて、中古流通の活性化や賃貸管理の適正化に向けた環境の整備を図り、消費者が安心してマンションに関する取引や賃貸管理を行えることができるようにすることにより、不動産市場の整備・活性化を推進する。	マンション管理組合が管理業者に委託している業務の実態やニーズに関する調査を実施し、当該結果を踏まえた課題等の検討を行うことにより、マンションの中古市場の拡大に向けた環境の整備を図る。 ・賃貸住宅管理業者登録制度について、未登録業者及び借主、貸主等に対する制度の認知度の向上、制度のさらなる普及促進を図ること、賃貸住宅の管理業務の適正化を一層推進する。	0	0												3,c,4,5								非該当					
3456	国土交通省	17		332		建設分野における国際展開の推進		発展途上等の建設市場ではインフラ需要が極めて旺盛であり、我が国政府においても、インフラシステム海外展開を「日本再興戦略2016」の重要政策として位置づけていて、平成28年5月には、総理が「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表し、アフリカを含む全世界における「質の高いインフラ投資」を日本が支援する方針を掲げたところ。このような状況を踏まえ、「質の高いインフラ投資」や我が国の建設分野における優れた技術・ノウハウに対する理解促進を図ることにより、我が国のインフラシステム海外展開の推進や建設関連産業の国際競争力の強化を図ることを目的とする。	官民連携により、トップセールスや相手国政府との官民会議を実施するほか、具体的な案件受注を目的とした調査、国際機関や在京大使館等と連携した情報発信などを通じて、建設分野における優れた技術・ノウハウを活かした「質の高いインフラ投資」を推進するための取組みを行っている。 具体的には、アフリカ各国(コートジボワール、ナイジェリア、ウガンダ、ザンビア)において官民インフラ会議を実施するとともに、TICAD VIIにあわせて日・アフリカ官民インフラ会議を開催し、アフリカにおいて「質の高いインフラ投資」を推進することについて、アフリカ各国関係と合意している。また、我が国企業のアフリカ進出を支援するため、平成28年9月にアフリカ・インフラ協議会(会員企業約140社)を発足し、在京大使等との意見交換等を実施している。さらに、上記会議のフォローアップとして定期的な政策対話を実施することについて、各国と合意している。中央アジアにおいては、平成27年の総理訪問を踏まえ、各国(ウズベキスタン、キルギス等)において官民インフラ会議や具体的な案件形成に向けたテーマ別セミナーを開催している。キューバにおいては、平成28年9月の首脳会談を踏まえ、官民インフラ会議を開催している。さらに、より効果的な情報発信のために、世界銀行等の国際機関と連携した国際会議や各国在京大使館建設業許可、宅地建物取引業免許、マンション管理業登録の申請等に係る審査において、各行政が保有する事業者情報を一元的に管理するシステムを利用して、営業所等において専任を要する人的配置の重複排除等審査の厳正化・迅速化を図るとともに、建設業者、宅地建物取引業者等の企業情報(許可等の取得情報等)について、インターネットによる公開を行うことにより、消費者による適切な事業者選択等	0	0																5,d,4,2								非該当	
3457	国土交通省	17		333		建設業許可処理システム等の整備の推進		建設業許可、宅地建物取引業免許、マンション管理業登録の申請等に係る審査において、各行政が同一の審査システムを活用することにより、厳正な審査を迅速に行うとともに、国土交通省ホームページにおいて事業者情報を提供して消費者取引の安全を図る。	建設業許可、宅地建物取引業免許、マンション管理業登録の申請等に係る審査において、各行政が保有する事業者情報を一元的に管理するシステムを利用して、営業所等において専任を要する人的配置の重複排除等審査の厳正化・迅速化を図るとともに、建設業者、宅地建物取引業者等の企業情報(許可等の取得情報等)について、インターネットによる公開を行うことにより、消費者による適切な事業者選択等	0	0												8,6	3,c,4,5							非該当					
3458	国土交通省	17		334		建設関連業者の新たな役割と一層の活用の推進		建設関連業者(測量業、建設コンサルタント、地質調査業)における建設関連業者登録システムの更新・保守を行い、登録事務の効率化や登録制度を活用する発注者の利便性の向上を図り、もって建設関連業者の健全な発展に資することを	各地方整備局等で実施している建設関連業者の登録・審査事務の効率化と時間短縮、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保等を行うため、建設関連業者登録システムの更新・保守等を行う。	0	0											4,b,4,2								非該当						
3459	国土交通省	17		335		建設業における法令遵守の徹底		建設業において、技術と経営に優れた企業が生き残り、成長することを促す競争を実現するため、都道府県と連携し、法令の遵守指導等の徹底に加えて建設業における取引の適正化を図り、もって公正な競争基盤を確立することを目的とする。	下請取引等実態調査や立入検査等の実施を通じて建設業者に対する指導の徹底を図るとともに、建設工事の契約上のトラブルに関する相談窓口を設けて、請負契約の適正化を図る。さらに、適正な技術者配置の徹底に向けた検討のため、技術者による現場施工の実態等を調査する。	0	0												8,6	1,c,3,9							非該当					
3460	国土交通省	17		336		建設業における労働・資材対策の推進		建設業では、技能労働者の高齢化や若年入職者の減少が進行していることから、社会保険加入等の労働環境改善や中核的な技能労働者の評価・活用促進により、人材確保、生産性の向上、企業間の健全な競争環境等を構築する必要がある。また、工事費あたりに必要な資材量や建設労働需給動向を予測・把握することにより、建設業者等が建設資材の調達、人材確保を計画的に実行できるよう労働資材の需給安定化対策や良質な労働力の確保を推進し、建設工事の円滑な執行を図る必要がある。	建設業の持続的な発展のため、適切な賃金水準の確保・社会保険加入対策の推進、建設業の担い手確保・育成に関する調査や説明会等を行う。 建設資材・労働需給安定化等の対策を推進するため、前年度に着工した建築・土木工事の施工金額、使用資材量、労働者数等を集計し、請負金額あたりの資材量、就業者数(金額原単位)の算出を行う。また、建設労働需給を把握するため、型枠工、石膏、とび工、鉄筋工、電工、配管工を雇用している建設業者へ調査票を送付し、毎月、技能労働者の確保状況等について職種別・地域別に調査を行う。	0	0															1,c,3,9								非該当		
3461	国土交通省	17		337		我が国建設業等の海外展開の推進		急速な都市化と経済成長に伴い、新興国を中心として今後の膨大なインフラ需要の発生が見込まれるなか、こうした海外建設市場における需要を積極的に取り込むことにより我が国の経済成長につなげるべく、インフラ海外展開プロジェクトの計画・設計、建設等のインフラ整備の横断的な実施主体となる我が国建設業等の海外展開を促進する。	我が国建設業等の更なる海外展開を促進するため、「ビジネス環境整備」として政府間会議等を活用した我が国企業の技術・ノウハウの積極的な売り込みや新興国における建設関連制度の整備・普及による我が国企業が参入しやすい環境づくり、現地の制度等に関する情報提供を実施するとともに、「ビジネス機会創出」として事業構想段階での相手国政府に対する我が国企業に優位な公募要件の提案やミッション団の派遣等による我が国中堅・中小建設企業の海外進出支援、地政学的に重要な拠点国と連携した第三国への公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第56号)等の施行を踏まえ、発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、発注者である地方公共団体に対し、専門家等を派遣し、他の発注モデルとなる発注への支援対象事業者の性格や地域の事情等に関する課題の整理、最適な入札契約方式の検討、新たに導入する入札契約方式において必要となる諸手続等)を実施する。	0	0																5,b,4,2								非該当	
3462	国土交通省	17		338		多様な入札契約方式モデル事業等の実施		中長期的な担い手の確保、行き過ぎた価格競争の是正、地域のインフラメンテナンス、発注者のマンパワー不足等の課題に対応するための新しい入札契約方式にモデル的に取り組む地方公共団体に対する支援等を行い、多様な入札契約方式等の導入・活用を推進する。	我が国建設業等の更なる海外展開を促進するため、「ビジネス環境整備」として政府間会議等を活用した我が国企業の技術・ノウハウの積極的な売り込みや新興国における建設関連制度の整備・普及による我が国企業が参入しやすい環境づくり、現地の制度等に関する情報提供を実施するとともに、「ビジネス機会創出」として事業構想段階での相手国政府に対する我が国企業に優位な公募要件の提案やミッション団の派遣等による我が国中堅・中小建設企業の海外進出支援、地政学的に重要な拠点国と連携した第三国への公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第56号)等の施行を踏まえ、発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、発注者である地方公共団体に対し、専門家等を派遣し、他の発注モデルとなる発注への支援対象事業者の性格や地域の事情等に関する課題の整理、最適な入札契約方式の検討、新たに導入する入札契約方式において必要となる諸手続等)を実施する。	0	0													3,c,2,3								非該当				
3463	国土交通省	17		339		建設分野における外国人材活用の適正化事業		本施策の実施により、外国人建設就労者の就労環境の適正化を図り、もって建設特定活動の円滑な実施を促進することで、復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功に万全を期すことを目的とする。	復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一次的な建設需要の増大に対応するため、平成26年4月4日の関係閣僚会議において「建設分野における外国人材の活用に関する緊急措置」が取りまとめられたところ。 当該緊急措置では、現行の技能実習制度を上回る管理体制を構築することとしており、監理団体及び受入企業に対して巡回指導等を実施する「制度推進事業実施機関」の体制整備、管理システムの構築を行うことにより、建設分野における外国人材の活用の適正化を図る。	0	0													5,a,4,2								非該当				
3464	国土交通省	17		340		建設業における女性の働き方改革の推進		建設業においては、従事者の高齢化や若年入職者の減少により、将来の担い手の確保が喫緊の課題となっている。こうした状況下、建設業での女性の活躍は、業界に新たな活力や刺激をもたらすほか、あらゆる性別や世代に対して業界の魅力高め、担い手確保に向けた原動力となるような好循環が期待される。女性の更なる活躍を国内人材確保の柱の一つに位置づけ、業界全体の活性化と将来の担い手確保を図る。	建設業での女性の活躍には、女性の採用等に積極的な企業の情報が女性に届きにくいこと、中小建設企業では女性が社内では少数派で、ロールモデルとなるような先輩社員が身近におらず母性の姿を見失ってしまうこと、結婚や育児といったライフイベントから離れると復帰へのハードルが高いことなどの課題が指摘されている。女性活躍に向けた業界の課題を官民挙げて醸成・持続・加速化していくには、こうした課題に対して重点的に即応した取組をパッケージとして総合的に推進していくことが重要である。本事業では、女性活躍に係る地域連携、次世代の女性リーダー育成、女性も働きやすい現場環境の整備、他産業のアイデア取込等の取組を通じ、建設業における女性の更なる活躍を推進する。	0	0																5,c,4,2								非該当	
3465	国土交通省	17		343		道路分野の海外展開支援に係る経費		道路分野の海外展開を支援する。	○相手国との政策協議 セミナーの開催、政治のリーダーシップによるトップセールスの展開、情報収集力向上等の取り組みを行い、我が国による案件獲得の働きかけを行う。 ○海外における道路プロジェクトの案件発掘・形成プロジェクトの構想初期(タイムリー)に発注者にアイデアを持ち込み、日本がインフラを取り持つ事業を進められるよう、案件発掘、案件形成調査を実施する。 ○道路技術の国際標準化 ASEAN地域において我が国の技術の普及を図るとともに、日系企業等の活動を支える質の高いインフラとしての国際的な道路網整備を目指す。	36,000		5	一般	-	95	4	-	-	-	-	-	-	2,c,1	8,6							該当	科学技術関係予算のうち、決算後に確定する公共事業費等の一部については、平成28年度の決算実績額を参考値として計上しているため、要望額欄を斜線としている。				

